

只木ゼミ後期第8問

甲は、鉄骨鉄筋コンクリート造陸屋根 12 階建てマンション(耐火構造)内に設置されたエレベーターのカゴに燃え移るかもしれないと認識しながら、ライターで新聞紙等に点火し、これを上記エレベーターのカゴの床上に投げ捨て火を放った。その後、火は上記エレベーターの壁に燃え移り、化粧シートの一部を焼失させた。当時、マンション内には住民が数十人現在していた。

その際、工事中であったエレベーターは化粧シートがビニール袋で覆われていたため、人体に有毒と言われるダイオキシンが多量に発生してしまった。そして、そのダイオキシンはエレベーター外に流れ出し、廊下に充満していた。ダイオキシンが他の部屋に入り込む可能性も全くないとは言えない状況であった。また、耐火構造といっても、延焼が容易ではないというだけで、火勢が他の部屋に及ぶ恐れが全くないとは言えない状況であった。

甲の罪責を述べよ。

参考判例:最高裁平成元年 7 月 7 日第 2 小法廷決定
東京高裁昭和 58 年 6 月 20 日判決